



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月22日(火) 号外(第4号)

■ 目次

ページ

条 例

○群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例（税務課）	2
○群馬県県税条例等の一部を改正する条例（同）	4
○群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）	9
○群馬県地域振興基金条例を廃止する条例（地域創生課）	9
○群馬県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（生活こども課）	10
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（児童福祉・青少年課）	10
○群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（健康福祉課）	11
○群馬県地域福祉基金条例を廃止する条例（同）	12
○群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例（介護高齢課）	12
○群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障害政策課）	13
○群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	14
○群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	15
○群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	16
○群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	17
○群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	18
○群馬県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	18
○群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（同）	19
○群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（薬務課）	19
○群馬県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例（農村整備課）	23
○群馬県立公園条例の一部を改正する条例（都市計画課）	23
○群馬県建築審査会条例の一部を改正する条例（建築課）	24
○群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（交通規制課）	24

群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例を(二)に公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県条例第四十九号

群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例

(趣旨)

この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第一項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第

十九号。以下「法」という。)第二条第一項の規定又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第百三十七号。以下この条において「施行令」という。)附則第三条第一項若しくは第四条第一項の規定により公示された市町村(以下「過疎地域」という。)のうち法第八条第一項に規定する市町村

計画(施行令附則第四条第四項及び第五項の規定により読み替えられる計画を含む。以下「市町村計画」という。)に記載された法第八条第四項第一号に規定する産業振興促進区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等(情報サービス業その他の租税特別措置法施行規則(昭和三十一年大蔵省令第十五号)第五条の十三第六項に規定する事業をいう。)、農林水産物等販売業(産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。)若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備の取得等(県税の課税免除)

第一条 知事は、過疎地域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和三年総務省令第

群馬県知事 山 本 一 太

「設備」という。)の取得等(同号イに規定する取得等をいう。)をした者(群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第五十五号)又は群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例(昭和四十七年群馬県条例第十三号))の規定により県税の課税免除を受けた者を除く。以下「設備取得者」という。)について、次の各号に掲げる県税のうち、それぞれ当該各号に定める額の課税を免除する。

一 個人の事業税 設備取得者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年以後三年内の各年の所得金額のうち、当該設備に係るものとして省令第二条の規定により計算した額に対して課する税額

二 法人の事業税 設備取得者について、当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から三年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして省令第二条の規定により計算した額に対して課する税額

三 不動産取得税 設備取得者について、当該設備のうち家屋及び当該家屋の敷地である土地の取得(法第二条第二項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する税額

四 県固定資産税 設備取得者について、当該設備のうち大規模の償却資産を事業の用に供した後最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後三箇年度内において当該大規模の償却資産に対して県が課する税額

2 知事は、前項の規定によるもののほか、過疎地域のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行つた日数の合計がこれらの事業の当該年ににおける延べ労働日数の三分の一を超える場合において、課税免除の期間に係る年度は、当該課税の免除をした最初の年度から五箇年度とする。

(免除の申請)

第三条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める期日までに、知事に免除の申請をしなければならない。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。ただし、個人の事業税に関する部分（令和三年三月三十一日以前に設備を新設し、又は増設した者に係るもの）を除く。）は群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号）第五十七条の二の二第一項に規定する者にあっては令和四年度分の個人の事業税から、同条第二項に規定する者にあっては令和三年度分の個人の事業税から適用し、法人の事業税に関する部分（令和三年三月三十一日以前に設備を新設し、又は増設した者に係るもの）を除く。）は令和三年四月一日以後に事業年度の終了する事業年度分の法人の事業税から適用する。

(旧条例の失効に伴う経過措置)

2 旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「旧法」とい

う。）第一条第二項の規定により公示された県内の市町村（旧法第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域をその区域とする市町村にあっては、当該過疎地域とみなされる区域。次項において「旧過疎地域」という。）内において、

旧群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成十二年群馬県条例第八十四号。以下「旧条例」という。）第一条第一項に規定する設備を令和三年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者については、同年四月一日以後同項の規定がなおその効力を有するものとした場合において同項の規定の適用を受けることができる年又は事業年度の各年又は各事業年度に限り、同項に規定する設備の新設又は増設とみなして、同項の規定を適用する。

3 旧過疎地域内において、令和三年三月三十一日以前に旧条例第二条第二項の規定により課税免除を受けていた個人については、同年四月一日以後同項の規定がなあその効力を有するものとした場合において同項の規定の適用を受けることができる期間に限り、同項の規定の要件を満たしているものとみなして、同項の規定を適用

する。

(群馬県県税条例の一部改正)

第二十五条の二第九項第四号中「群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成十二年群馬県条例第八十四号）」を「群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例（令和三年群馬県条例第四十九号）」に改める。

（群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

5 群馬県低開発地域工業開発地区における県税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中「群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成十二年群馬県条例第八十四号）」を「群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例（令和三年群馬県条例第四十九号）」に改める。

（群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

6 群馬県農村地域工業等導入地区における県税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「群馬県過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成十二年群馬県条例第八十四号）」を「群馬県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例（令和三年群馬県条例第四十九号）」に改める。

(この条例の失効)

7 この条例は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

群馬県条例第五十号

群馬県県税条例等の一部を改正する条例
(群馬県県税条例の一部改正)

群馬県知事 山本一太

群馬県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年6月22日

第二条 法人の県民税の特例に関する条例(昭和五十一年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び同期間ににおける個別帰属法人税額に係る法人税割」を削る。

第三条第一項及び第三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「又は同条第四項に規定する連結法人税額」及び「又は連結法人税額」を削る。

(群馬県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 群馬県県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の六第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十条第四項」を「第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、「又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十条第五項第三号」を「第三十条第六項第三号」に改める。

第四十九条の二十六第二項中「の金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)」を加える。

第五十条第一項第三号中「及び同法」を「同法」に改め、「発電事業等」という。」の下に「及び同法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業(以下この章において「特定卸供給事業」という。)」を加える。

第五十三条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第一百八条第二項及び第一百四十六条の十九第九項中「第七百五十二条まで、第七百五十三条、第七百五十四条」を「第七百五十条まで」に改める。

附則第五条中「及び扶養親族」の下に「(年齢十六歳未満の者及び法第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第四十五条第十六項中「第六項又は第七項(これらの規定を第八項(第九項)を「第十四項(第十五項(第十六項)に、「及び第九項において準用する場合を含む」を「及び第十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第十四項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十五項を同条第二十二項とし、同条第十四項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「又は第十五項」を「又は第二十二項」に、「第五項」を「第十三項」に、「及び第十五項」を「及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項中「又は連結事業年度」、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第十五項」を「第二十二項」に、「第五項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第十三項」を「第二十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、

「第十五項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「から第五項」を「から第四項」に、「並びに第六項及び第七項（これらの規定を第八項）を「、第七項（第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第十三項及び第十四項（第十五項）に改め、「第四項」の下に「及び第七項」を加え、「第五項の」を「第十三項の」に、「並びに第六項及び第七項の」を「及び第十四項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「前三項」を「前二項」に、「第六項又は第七項の」を「第十四項の」に、「第六項若しくは第七項」を「同項」に、「第六項又は第七項中」を「第十四項中」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「第六項」を「前項」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」、「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」及び「又はこれらの更正に係る連結法人税額を減少させる更正があつた場合」及び「又はこれらに係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項を削り、同条第六項中「第八項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」、「又は各連結事業年度」、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第五項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（連結申告法人に限る。）の各事業年度又は各連結事業年度」を「の各事業年度」に、「又は連結事業年度（当該各事業年度又は当該各連結事業年度）を「（当該各事業年度）に、「又は連結事業年度を」を「を」に改め、「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第十一項」を「第十八項」に、「第十一項又は第十五項」を「第十九項又は第二十二項」に、「又は当該各連結

事業年度（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度又は当該各連結事業年度）を「（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度）に、「又は連結事業年度の」を「の」に、「又は連結事業年度に」を「に」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の八項を加える。

5 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第二条第十二条の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第三十二条第五項に規定する公益法人等をいう。第七項及び第十二項において同じ。）に該当するこ

ととなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において

「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第七項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第一項の規定による申告書（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

6 前項の通算法人の適用事業年度について、法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、前項の規定は、適用しない。

7 知事は、通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。次項から第十項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した事業年度で第五項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第十項第一号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始

した各事業年度(以下この項において「対象前各事業年度」という。)において、当該過去適用事業年度(前項の規定の適用を受けたものを除く。)に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。)が過去当初申告税額控除額(当該過去適用事業年度の第一項の規定による申告書(法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。)に添付された書類に当該過去適用事業年度の第四項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額(当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る法第五十三条第三十四項に規定する申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第四項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第四項の規定による控除をされるべき金額とされた金額)をいう。以下この項及び次項において同じ。)を超える場合には、施行令第九条の七の二第一項及び第二項の規定により、税額控除不足額相当額(当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第九項及び第十項第一号において同じ。)を当該対象事業年度の第一項(予定申告法人に係るもの)を除く。)、法第五十三条第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

8 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第一項(予定申告法人に係るもの)を除く。)、法第五十三条第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、施行令第九条の七の二第三項において準用する同条第二項の規定により、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額(当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第

十項第一号において同じ。)を加算した金額とする。

9

前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額(それぞれ当該対象事業年度の第一項の規定に当初申告税額控除超過額相当額(それぞれ当該対象事業年度の第一項の規定による申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。)に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

10 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 対象事業年度において第七項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第八項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第六項の規定の適用がある場合

二 法人税法第六十九条第二十項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合

11 第七項及び第八項の規定は、通算法人(通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。)が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	の各事業年度(以下この項から第十項までにおいて「対象事業年度」という。)において、過去適用事業年度(当該
	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又は過去適用事業年度(当該

第八項 の対象事業年度において	第七項		第八項 の対象事業年度において	税額控除額（当該対象事業年度）	税額控除額（当該最終事業年度）	その残余財産の確定日の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	超える場合には	度				
を当該対象事業年度	税額控除額（当該対象事業年度）	度	超える場合には	税額控除額（当該対象事業年度）	税額控除額（当該最終事業年度）	超えるときは
が第三十二条第五項に規定する公	を超えるときには	度	税額控除額（当該最終事業年度）	税額控除額（当該最終事業年度）	税額控除額（当該最終事業年度）	超えるときは

12 第七項及び第八項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項 の各事業年度（以下この項から第十項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度）

が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）

税額控除額（当該対象事業年度）

を超える場合には

を当該最終事業年度

第一條のうち、群馬県県税条例附則第八条の三第一項の改正規定中「第三十五条」に「」の下に「〔法人税割額から〕」を「法人税割額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に「」を加え、「第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項）を「第三十八項まで、第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項（同条第五十項）に「及び同条第四十二項」を「第四十五条第十七項」に、「」の」を「同じ。」の」に、第四十五条第九項」を「第四十五条第十七項」に、「」の」を「同じ。」の」に、「」並びに「」を「同じ。」並びに「」に改め、同条例附則第十五条第一項の改正規定中「第三号イに掲げる法人（」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の」を加え、「（次項において「連結申告法人」という。）」を「法人税法第二条第十六条に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。」に改める。	第一條のうち、群馬県県税条例附則第八条の三第一項の改正規定中「第三十五条」に「」の下に「〔法人税割額から〕」を「法人税割額（同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から」に「」を加え、「第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項（同条第四十二項）を「第三十八項まで、第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項（同条第五十項）に「及び同条第四十二項」を「第四十五条第十七項」に、「」の」を「同じ。」の」に、第四十五条第九項」を「第四十五条第十七項」に、「」の」を「同じ。」の」に、「」並びに「」を「同じ。」並びに「」に改め、同条例附則第十五条第一項の改正規定中「第三号イに掲げる法人（」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の」を加え、「（次項において「連結申告法人」という。）」を「法人税法第二条第十六条に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。」に改める。
---	---

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定 公布の日

二 第一条中群馬県県税条例第五十条及び第五十三条の改正規定並びに第二条並びに附則第三条及び第四条の規定 令和四年四月一日

三 第一条中群馬県県税条例第一百四十七条の十の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行

の日

四 第一条中群馬県県税条例附則第五条の改正規定 令和六年一月一日
 (県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県県税条例（以下「新条例」という。）第四十二条の六第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき群馬県県税条例第四十二条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新条例第四十二条の六第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した第一条の規定による改正前の群馬県県税条例（以下「旧条例」という。）第四十二条の六第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第四十九条の二十六第二項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「二年所得税法等改正法」という。）第三条（二年所得税法等改正法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下の項及び次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法

人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が同日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
 2 令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第二条の規定による改正前の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十一号

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

群馬県住民基本台帳法施行条例(平成十四年群馬県条例第四十四号)の一部を次の
よう改訂する。

別表第一中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から十二の項までを一項ず
つ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県地域振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。
令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十二号

群馬県地域振興基金条例を廃止する条例

群馬県地域振興基金条例(平成二年群馬県条例第五号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十三号

群馬県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第十九条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十四号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十五章 雜則（第二百三十三条）」に改める。

目次中「附則」を「第十五章 雜則（第二百三十三条）」に改める。

第二百三十三条第四項ただし書中「児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「同項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

本則に次の二章を加える。

第十五章 雜則

（電磁的記録）

第二百三十三条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができない情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第二百三十三条第四項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十五号

群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例

群馬県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第八条の二 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第八条の三 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十八条第三項中「非常時の協力体制を確保するため、地域住民等との連携を図るよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

第十八条第三項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策

を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第八条の三の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十八条（第二十六条、第三十二条及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

群馬県地域福祉基金条例を廃止する条例をここに公布する。
令和三年六月二十二日

群馬県条例第五十六号

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十七号

群馬県知事 山本一太

群馬県介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例
令和三年六月二十二日

群馬県条例第五十七号

群馬県知事 山本一太

群馬県地域福祉基金条例（平成三年群馬県条例第十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

よう

うに改

正す

る。

第七条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に、「第三十二条第一項又は第二項」を「第三条第一項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第七条の規定は、令和三年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和三年四月一日前に貸与した群馬県介護福祉士修学資金の返還の債務の免除については、改正後の第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県条例第五十八号

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第八章 雜則(第九十三条)
附則」に改める。

第六条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第七条第七項中「及び第四項第一号」を「第四項第一号及び次項」に改める。

第七十三条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

本則に次の二章を加える。

第八章 雜則

(電磁的記録等)

第九十三条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ
る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行う
ことが規定され、又は想定されるもの(第十四条第一項(第五十五条の五、第五十
九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及
び第八十九条において準用する場合を含む。)、第十八条(第五十五条の五、第五
十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九
及び第八十九条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除
く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気
的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であ
つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことが
できる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これら

に類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で
行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾
を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該
障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮
をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚に
よつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第六条第五項、第七条第七
項及び第七十二条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第五十九号

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第四章 雜則(第五十九条)
附則」に改める。

本則に次の二章を加える。

第四章 雜則

(電磁的記録等)

第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことができる規定され、又は想定されるもの(第十一条(第五十八条において準用する場合を含む。)、第十五条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

附 則

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年六月二十二日

群馬県条例第六十号

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

群馬県知事 山本一太
附則

「第十九章 雜則(第二百十一条)
」に改める。

第二百十条第一項中「特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」の下に「又は特例訓練等給付費」を加える。

第十九章 雜則

(電磁的記録等)

第二百十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、賛本、

抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ
る情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行う
ことが規定され、又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十四条第一項及び第
二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条、第九十五条の
五、第一百二十三条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九
条の四、第一百七十二条、第一百八十五条、第一百九十条、第一百九十四条、第一百九十四条
の十二、第一百九十四条の二十並びに第二百十条第一項において準用する場合を含
む。)、第十五条(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一
項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百十条、第一百十
条の四、第一百七十二条、第一百八十五条、第一百四十九条、第一百四十九条、第一百四
十九条の四、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九
条の十二、第一百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条、第二百一条の十二並
びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項、第一百

一項(第二百一条及び第二百一条の十二において準用する場合を含む。)及び次項
に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録
で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをい
う。)により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他
これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において
書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方
の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害
の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁
気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によるこ
とができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第二百十条第一項の改正規
定は、公布の日から施行する。

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十一号

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第三章 雜則（第六十二条）
附則」
」に改める。

本則に次の二章を加える。

第三章 雜則

(電磁的記録等)

第六十二条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第十二条第一項、第十六条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十二号

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十章 雜則（第九十一条）
附則」
」に改める。

本則に次の二章を加える。

第十章 雜則

(電磁的記録等)

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことができる規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十四号 群馬県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十三号 群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二十二条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供報處理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

群馬県条例第六十五号

群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成二十四年群馬県条例第百一號）

卷之三

(電磁的記錄等)

第四十七条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもの

のうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識する）ことができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うこととが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手
数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

群馬県条例第六十六号

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県医薬品 医療機器等の品質 有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表法第十三条第一項に規定する製造業の許可を申請する者の項 法第十三条第四項に規定する製造業の許可の更新を申請する者の項及び法第十三条第八項に規定する製造業の許可の区分の変更又は追加を申請する者の項中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に、「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に、「第二项第三号」に、「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項の次に次のよう 加える。

法第十三条の二 の二第一項に規定する保管のみ を行う製造所に係る登録を申請する者	法第十三条の二 の二第四項に規定する保管のみ を行う製造所に係る登録の更新を申請する者	法第十三 条第二項第三 号に規定する 医薬品若しくは医薬部外品 又は化粧品の 保管のみを行 う製造所に係 る登録	医薬品の製造所である場合 医薬部外品の製造所である場合 化粧品の製造所である場合	三万七千九百円 二万六千七百円 二万六千七百円	施行令第八十 一条第三 号に規定する 医薬品若しく は医薬部外品 又は化粧品の 保管のみを行 る場合
化粧品の製造所である場合	医薬部外品の製造所である場合	二万六千七百円	二万六千七百円	二万六千七百円	三万七千九百円
二万一千七百円	二万一千七百円	二万一千七百円	二万一千七百円	二万一千七百円	二万一千七百円

別表法第十四条第七項又は第八十条第一項の規定による調査を申請する者の項を次のように改める。

う
る登録の更新

合

法第十四条第七項(同条第十五項)において準用する場合を含む。)又は法第八十条第一項の規定による調査を申請する者	施行令第八十条第二项第七号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第一項第三号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第一項第五号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第一項第四号に規定するものである場合	七万六千円
医薬品又は医薬部外品若しくは医薬部外品による承認を受けようとするときに行う調査	医薬品若しくは医薬部外品による承認を受けようとするときに行う調査	医薬品若しくは医薬部外品による承認を受けようとするときに行う調査	医薬品若しくは医薬部外品による承認を受けようとするときに行う調査	医薬品若しくは医薬部外品による承認を受けようとするときに行う調査	医薬品若しくは医薬部外品による承認を受けようとするときに行う調査
施行令第八十条第二項第七号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第一項第三号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第一項第五号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第一項第四号に規定するものである場合	四万九千六百円	七万六千円

薬部外品に係る施行令第二十一条又は第二十五条第一項第四号に規定するものである場合に経過することに受ける調査

省内に所在する外部の試験検査機関等を利用する場合	法第十三条の二の二第一項に規定する保管のみを行なう製造所である場合	許可の区分が施行規則第25条第二項第三号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第二項第一号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第二項第二号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第二項第一号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第二項第二号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第25条第二項第一号に規定するものである場合	五万九千四百円に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額	十万八千九百円に、三千六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額	十五万八千七百円に、三千六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額	十万八千九百円に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額
に、三千六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額	五万九千四百円に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額	十万八千九百円に、三千六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額	十五万八千七百円に、三千六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額	十万八千九百円に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額を加算した額							

別表法第十四条第十五項の規定による承認事項の変更の承認を申請する者の項の次に次のように加える。

法第十四条の七 の二第一項に規定する変更計画の確認を申請する者	省令第二十二条第 三号から第六号までに規定する医薬品又は医薬部外品に係る法第十 四条の七の二 第三項の規定による確認を受けるときにおける確認をす る場合	許可の区分が施行規則第一項第三号に規定するものである場合	法第十三条の二の二第一項に規定する保管のみを行う製造所である場合	製造工程の区分が省令第二条第六号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第二十五条第二項第三号に規定するものである場合	許可の区分が施行規則第二条第五号に規定するものである場合
第二十五条 が施行規則	製造工程の区分が省令第二条第四号に規定するものである場合	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額
第二条第四 が施行規則	四万九千六百円	七万六千円 額との合計額を加算した額	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額	四万九千四百円 に、六百円に当該調査に係る品目数を乗じて得た額と 一万円に当該調査に係る製造販売業者数を乗じて得た 額との合計額を加算した額

る調査

第一項第四号に規定するものである場合	号イから今までに規定するものである場合
許可の区分が施行規則第二十五条第一項第五号に規定するものである場合	製造工程の区分が省令第二条第五号に規定するものである場合
許可の区分が施行規則第二十五条第二項第一号に規定するものである場合	製造工程の区分が省令第二条第三号イからハまでに規定するものである場合
許可の区分が施行規則第二十五条第二項第二号に規定するものである場合	七万六千円

場合

別表施行令第十三条第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可証の再交付を申請する者の項の次に次のように加える。

施工令第十六条の四第一項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付を申請する者	施工令第十六条の五第一項の規定による保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付を申請する者
施工令第二十六条の四第一項の規定による基準確認証の書換え交付を申請する者	施工令第二十六条の五第一項の規定による基準確認証の再交付を申請する者
一千五百円	一千五百円

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

群馬県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十七号

群馬県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

群馬県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例（平成五年群馬県条例第三十五号）

の一部を次のように改正する。

第二条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、「規定する過疎地域」の下に「（同法第三条第一項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。

群馬県立公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年六月二十二日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第六十八号

群馬県立公園条例の一部を改正する条例

する。

第二十一条の三第三号中「のスポーツ」の下に「に係る利用（県内に活動の拠点を置くスポーツチームによるものに限る。）」を加え、同条第五号中「係る利用」の下に「（県内に活動の拠点を置くスポーツチームによるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年六月二十二日

群馬県条例第六十九号

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第七十号

群馬県知事 山本一太

群馬県建築審査会条例の一部を改正する条例
群馬県建築審査会条例(昭和二十五年群馬県条例第五十八号)の一部を次のように
改正する。

第七条中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年六月二十二日

群馬県条例第七十号
**群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例**

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定
める条例(平成二十四年群馬県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「もの」の下に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続
していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信すること
ができるものを含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月22日(火)

群馬県報

号外(第4号)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
